

2025年 3月 6日  
全国港湾24発第74号  
港運同盟発25一第8号

外国船舶協会

会長 甲斐 督英 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 竹 内 一



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 足立 賢 次



## 港湾労働政策に関する申入れ

貴台に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものと捉えるところであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国の経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

### 記

#### 1. 港湾の適正料金について

国土交通省港湾局は港湾運送サービスを船社・荷主に対して持続的に安定して提供できるように港湾荷役の適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン」を策定した中で、深夜・休日の割増料、待機・長期蔵置保管料等或いは人件費、設備費、燃料費等の原価に見合う料金収受ができていない港運事業者の実態が明らかにされ、「港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が必要」と記載されている。

港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止と政府が推し進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」「取引適正化に向けた5つの取り組み」に基づき、多重構造化している港湾産業全体の職場環境整備や港湾労働者の待遇改

善ができる適正な料金収受が行えるよう、関係官署と共に周知を行っていくこと。

## 2. 年末年始例外荷役について

昨年末から年始(2024年12月31日～2025年1月4日)にかけて、港運労使間で例外荷役は実施しない確認が行われた。この本来の目的は港湾労働環境整備として、港湾労働に於ける人員不足解消や新規採用を進める観点から、年末年始の休日化を求めたものです。これは、港湾作業を円滑に行う環境づくりから、船社にとっても不合理ではない側面がある。その認識に立って港湾労使協定を尊重した対応を要請する。

## 3. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について

- (1) SOLAS条約改定(2016年4月)による重量証明の義務化では、荷主自らの証明となっていることで、過積載や偏荷重による道路などインフラへの影響が危惧されている。陸上に限らず、港湾作業時や海上輸送を担う船舶自体にも影響を及ぼすため、双方の情報共有による安全確保の観点から、港湾運送事業者の第三者機関証明を以て対応するよう荷主団体及び関係行政への働きかけを要請する。
- (2) 荷主による液体物のフレキシブルバック使用は、陸上輸送で多数の事故を引き起こしている。危険物を含む輸送もあり、海上輸送に於いても船舶が重大事故に巻き込まれる危険性がある。したがって、荷主に対し液体貨物に特化したタンクコンテナの使用を要請することと共に、関係行政と連携を図った周知を行っていくこと。

## 4. アライアンス再編に伴う港湾就労について

今回、ジェミナイとプレミアによるアライアンス再編が行われたが、港湾労使の努力によって現段階で大きな問題は生じていない。船会社のアライアンス再編や航路再編に至っては、港湾運送事業並びに港湾労働に深刻な事態を惹起させることを十分認識した上で、一方的な都合で再編を強行することが無いよう、港湾産別の協定を遵守した対応を図ること。そして、日港協を介した事前協議制度を尊重し、船社の責任を自覚したうえで港湾労働者の雇用や職域に影響を及ぼさないよう慎重な対応を要請する。

以上